

第一百九十三回国会

農林水産委員会議録 第十号

平成二十九年五月十日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員長

北村 茂男君

理事 江藤 拓君 理事 斎藤 洋明君 理事 宮腰 光寛君 理事 小山 展弘君 理事 伊東 良孝君 理事 池田 道孝君 理事 加藤 寛治君 理事 金子 万寿夫君 理事 瀬戸 隆一君 理事 中川 郁子君 理事 古川 康君 理事 前川 恵君 理事 務台 俊介君 理事 繁和生君 理事 渡辺 孝一君 理事 金子 恵美君 理事 村岡 敏英君 理事 真山 祐一君 理事 畠山 和也君 理事 仲里 利信君 理事

小泉進次郎君 福田 達夫君 岸本 周平君 稲津 久君 伊藤信太郎君 小里 泰弘君 勝沼 栄明君 笹川 博義君 武部 新君 西川 公也君 健一君 宮路 拓馬君 森山 裕君 岡本 充功君 佐々木 隆博君 宮崎 岳志君 中川 康洋君 吉田 和子君 吉田 豊史君

山本 有二君

山本 健君

細田 齋藤

岡村 健一君

岡村 肇君

農林水産委員会専門員

石上 智君

農林水産委員会専門員

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

池田 道孝君

古川 康君

務台 俊介君

金子 万寿夫君

務台 俊介君

これは、きちんとその議事の最中で御確認いたいたいと思いますが、記憶というのはそうきめ細かではないので、私もその意味で申し上げたわけですが、山本(有)国務大臣 委員も御理解いただけるだることでよろしいんですね。

員会での発言ということもありましたので、再度さうひとと整理をしまして、その上で、宮崎委員の

つしやるようだに、加計学園の理事長さんがそういうお話をしたということを確認できましたので、答弁をそろそろさせていただきました。

(宮崎(岳)委員 地方創生特別委員会の四月二十五日の審議に当たっては、私も質問通告を詳細に山しまして、事前にお調べをいただいた上で御質問をいただいていることなんですね。突然質問され、何かの記憶に頼つて御答弁を求めたわけじゃないんです。

かづ 加計孝太郎氏は加計学園といふ大きな学校法人の理事長だそうですけれども、そういうう方が、もちろん文部科学大臣にもお会いに行つていいます。就任の御挨拶です。文科省に行くことは、まあ当たり前といえば当たり前ですね。会つていただけるかどうかはともかく、学校法人の理事長であり、そして同席した豊田三郎さんは文教ノンオーラムの常務理事ですから、とりあえず文科大臣がかわれば御挨拶に行こう、そういう話はわ

農水大臣、普通、学校法人の理事長で、獣医学部でも何でも、農業に関係ないところであれば、農水大臣に学校法人の理事長が御挨拶に行くこと、自分たちがそもそもあり得ないじやないです。もともと何か相当お知り合いだつたりするわけですか、この方と。だから、別に獣医学部の件でなくとも、何の件がなくとも、農学部の件がなくても御挨拶に来るような間柄なんですか。お知り合いで

り合いなんですか、どうなんですか、そこ。
○山本(有)国務大臣 面識はございました。そして、どういう理由で私のところに来られたかという相手の気持ちまでは私はよくわかりません。
○宮崎(岳)委員 では、どういう面識ですか。御挨拶に、おめでとう、ぜひ会いたいと。そして、向こうが一方的に会いたいといって、大臣ですか
ら会えるものじゃないですよね。大臣の方で、挨拶に来るというんだからぜひこの人に会いたいと思わなければ会わないですよね。

の皮
もともとどれくらいのおつき合はなんですか。
どういう面識なんですか。

○山本(有)国務大臣 私は、かつて高知大学の職員でありました豊田さんと長くおつき合いをしてゐるという関係でござります。

○宮崎(岳)委員 では、文教フォーラムの常務理事であつた豊田三郎氏と懇意であつた、そういうことで加計孝太郎氏にも紹介をいただいて、面識があつたと。その二人が、大臣就任で、山本さんおめでとうということでお会いしたいということで、旧知の仲もあるからお会いした、こういうことで

○山本(有)国務大臣 よろしいんですか。
○宮崎(岳)委員 そのとおりでござります。
大臣が豊田三郎さんの方と相当親しかったとい
うことはよくわかりました。あるいは加計学園が
どうして豊田三郎さんを理事にしたのかという理
由も若干推測できたような気がしてまいります。
それでは、通告どおりの質問に参ります。
まず、TPPについてお伺いをさせていただき
ます。米国抜きの十一カ国のTPPというものが

今にわからに浮上している。当初から言われていたことあります。ここへ来てやはり具体化するのかなどいうことだと思います。

月曜日の予算委員会で、福島伸享委員に總理が御答弁をしたので、その現実性についてはここで改めて問うまでもないということなんですが、それとも、あらゆる選択肢を排除しないで進めていくといふことでございました。

さて、米国抜き十一カ国の協定が具体化した際ですが、農業分野で、国内への影響は全体のTPPに比べてどのようなものになるのか、あるいはメリットというのはどの程度ということになつているのか。

かつて試算は発表されていますが、必ずしも国別になつております。輸入の例えれば分量とか、あるいは税率とか、国ごとに定められている部分も結構ありますが、当然米国分を除いた影響というのが出せるんだということで理解しますので、

通告しております、どのような影響をお考えでしょうか。大臣、答えられるでしよう。

○水田政府参考人 事実関係についてのお尋ねの部分もござりますので私から答弁させていただきますが、我が国の、まず輸入の関係につきまして御説明させていただきます。

二〇一五年におきます我が国のＴＰＰ参加国から農林水産物の輸入総額は四・二兆円になつてゐるところでございまして、このうちアメリカからの輸入は一・九兆円といふところでございまして、ＴＰＰ参加国の中では約四五%を占めていると

ころでござります。
また一方で、我が国のTPP参加国への輸出の方でございますけれども、農林水産物の輸出総額は一千九百八十三億円となつておるところでございまして、このうちアメリカ向けの輸出でござりますが、一千七十一億円と、五四%を占めていることとございます。

以上のとおり、我が国にとりまして、アメリカでございますが、TPP参加国の中で農林水産物の主要な貿易相手国であるというふうに言えると

いろいろうに考えておられるところがござります。いずれにいたしましても、T.P.P.につきましては、各国と緊密に連携し、あらゆる選択肢を排除せず、何がベストか、主導的に議論を進めていくのが我が国の立場といふふうに承知をしていくことになります。

○宮崎(岳)委員 ちょっとお答えが不十分だと思ひます。

今のは輸出入のそれぞれの総額だと思いますが、TPPによって関税が変わるもの、あるいは輸入額が変わる部分、こういつたところがTPPによる影響だと思うんです。もともと関税がゼロのものがある程度あつたとして、もともと輸入関税がゼロであれば、TPPが締結されようが発効しようが関係ないわけであります。

TPPの発効による影響ということによるとどうなんでしょうか、十一カ国TPPですね。もし仮に米国友好的TPPというのが発効した場合の国

内農産物への影響をどのように考えてはらつしやるんでしょうか。

○水田政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど申し上げましたのは全体の総額の関係でござりますけれども、ＴＰＰの今後につきましては、いざれにいたしましても、まさに月下旬、二十日、二十一日にAPECの閣僚会合が開かれる際に、ハノイにおきましてＴＰＰ関係閣僚会合も開くということでございまして、そこで、アメリカがＴＰＰに戻ってくることも含めまして、あらゆる選択肢を排除せず、各国と議論していくこ

となるといふに承知をしてゐるところです」といふます。

その内容、結論につきまして、御指摘の米国抜きといったような点も含め、予断を持つてお答えすることは差し控えたいといふに考えておりますが、農林水産省といたしましては、ＴＰＰの今後の方向性についての議論に関しまして、内閣官房、関係府省と連携して、アメリカの出方も注視しながら、しつかりと対応してまいりたいといふふうに考えております。

○富崎(岳)委員 最初からそこはお伺いしませんと言つてはいるじゃないですか。TPPの米国抜きのものが実現性がどれだけあるかとか、どう進めているかというのを、そこは聞かないというふうに言つてはいるんだから、そこを答えないでください。

国内への影響を試算を出したはずです。ですか
ら、その米国抜きの部分はどの程度ですか、こう
いうことを伺っているわけで、別に細かい数字ま
でといふことはないですけれども、全体の何割ぐ
らいだ、さつとこれぐらいだ、その程度のお答え
はいただきたいんです。水田審議官、いかがですか。

○水田政府参考人 お答えいたしました。

TPPの際に影響試算を出しておりますけれど
も、それにつきましては、この試算では、TPP
で得られたしまして、関税撤廃の例外ですか国家
貿易の維持とか、そういうものも含めて、そう
いった措置とあわせて対策を打っております。そ
ういったものも踏まえまして出しているところで
ございまして、この際には、品目ごとにそういう
た影響を試算いたしまして、それを合計して出し
ているというところでござりますが、全体の中で、
産が維持されるということで出しているというこ
とでございまして、品目ごとに出したものを積み
上げているという形になつております。各国ごと
いう形ではございませんが、品目ごとという形
になつていています。

○富崎(岳)委員 品田さんに出すのに、この国に

対しては関税何%の国に対しても何%ですか

か、この国は輸入量がどれくらいとか、品目ごと

に各国のものを積み上げて出しているじゃないで

すか。違うんですか。

事前に通告もしていませんし、趣旨もきちんと、
きのうレクに来の方にお伝えもしたし、そんなに
難しいことも聞いていない。かつ、そんな、下一
桁まで出せなんていう話いやなくて、さつくり何
割程度ですかとかとござるということなんですか
ら、お答えくださいよ。

○水田政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたTPPによる影響試算とい
ふことでござりますが、これはTPPの交渉した
結果の合意を踏まえて出した影響試算といふこと

でございまして、十二ヵ国が入ったTPPといふ
ことでござります。

今先生から御指摘のございました十二ヵ国のT

PP、いわゆるTPPの今後といふことでござい

ます。

TPP閣僚会合におきまして議論をした上で、ど
ういった形になるかといふことでござりますの
で、まだ形が見えてるわけございません。そ
ういった形になると、予断を持ってお
答えすることは……(宮崎(岳)委員最初から、だ
から聞いていないでしよう、そんなことは)
ぶええ、まだこれからござりますので、予断
を持つてお答えすることは差し控えさせていただ
きたいと思います。

○宮崎(岳)委員 だから、冒頭、そこは月曜日の
予算委員会で安倍総理から回答があつたから聞き
ませんと言つてゐるんですから、そこを答えない
でください。そういうふうに申し上げています。

では、大臣。これは大臣にお伺いします。

十一个国TPP、実現するかどうかわかりま
せんけれども、米国抜きの部分で、国内農業への
影響はどの程度なんですか。重大な影響があるん
ですか。それとも軽微なものなんですか。もちろ
ん対策はいろいろこれまでどおりのものをとると
いう前提かもしれませんけれども、米国が入った
場合と入らない場合、どの程度の影響の大きさが
あるのかといふことをお答えいただけますか。

○山本(有)国務大臣 例えばお米であれば、TPP
参加国の中の米国は九〇%、小麦で五〇%、
砂糖はゼロであります。この米国が
外れた中で、十一ヵ国のTPPを締結するといふ
ことにおける貿易影響というものは、もう一度新
たに考えるべき話だらうと思つております。

また、交渉担当者であります重要閣僚の麻生大
臣は、二国間協議と多国間協議で内容はおのずか
ら変わつてくるであろうとうようなコロンビア
大学での講演もされてゐるわけござりますの
で、その意味におきましては、他の閣僚との調整

も必ず必要となつてくるだらうとうよう思ひ

ますので、私といたしましては、これ以上の御答

には一定の影響がある、總じて考えれば半分程
度の影響が残るのではないかと。ちょっと今意識
になりましたけれども、こういうことによろしく
でしようか。

○山本(有)国務大臣 そのとおりでござります
が、しかし、今後、米国が、十一ヵ国をもつてTP
Pとして仕上げた後、二国間協議なり、さらにそ
のほかの関係で我が國との貿易についてどうなう
対応をされるかということに対しまして今までま
だ分析をしておりません。私が断言するわけ
にはまいりません。

○宮崎(岳)委員 もちろん、大臣おっしゃるとお
り、米国が今後どうするかといふことはあります
。ただそれは、今の段階では、当然トランプ
政権は二国間だということを言つておりますが、
具体化もしていない段階ですので、今考えること
でもないのかなとうふうに思います。

いずれにせよ、ます米国抜き、十一个国といふ
ことで、これももちろん実現するかどうかはわか
らない、これから細目を詰めていくでしようし、
当然今の米国入りTPPとは違つた交渉も予想さ
れるといふことあります。総じて言えば農作
物への影響は半分ぐらいで、そして、米のように
ほとんど影響のないといふと、一定の影響が出る
畜産のようなどころがあるといふことを、その趣
旨をもう一度確認願えますか、大臣。そういうこ
とですね。

○山本(有)国務大臣 TPP十二ヵ国の中で四割

から五割を占める米国でござります。この米国が

外れた中で、十一ヵ国のTPPを締結するといふ

ことにおける貿易影響といふものは、もう一度新

たに考えるべき話だらうと思つております。

また、交渉担当者であります重要閣僚の麻生大
臣は、二国間協議と多国間協議で内容はおのずか
ら変わつてくるであろうとうようなコロンビア
大学での講演もされてゐるわけござりますの
で、その意味におきましては、他の閣僚との調整

も必ず必要となつてくるだらうとうよう思ひ

ますので、私といたしましては、これ以上の御答

弁をさせていただくことには少しちゅうちょがござります。

○宮崎(岳)委員 ちょっとと質問と答えたが食い違つ
ていたような気もしますが、時間もありません
し、大臣からは一定の方向性は示していただいた
と思つておりますので、これでこの問題について
は終わりたいと思います。

もう一つ、今審議しております国家戦略特区法
の関係ですが、農業支援外国人受け入れ事業とい
うのがござります。

事実上、これは労働移民制度と言つてもいいん

でしようけれども、農家で働く外国人ですね。日

本では、基本的には外国の方が日本に来て働くと

いうことは、ごく少數の例外を除いてできないわ

けでありますけれども、事実上、農業については

全面解禁ということになる。もちろん、特区制度

でござりますので、地域を絞つてといふことだと

思います。

この歴史を見ますと、やはり農業実習生の制

度があつて、これは労働ではない、実習である、

こういう建前のもとで、現実的には貴重な労働力

といふことで農家の方が活用してきたという背景

があります。それが農業支援外国人受け入れ事業

といふことで、ある意味で置きかわるという考え

方も実際のところはできるんだと思います。

さて、それを行いますと、例えば群馬県でも、

こういう地域が国家戦略特区でといふところもあ
るわけありますが、ただ、一つの地域が、では

外国人の方を使つて大規模な農業をやる、あるい
はその加工や販売までも外国人の方がある意味自
由に働くことができるという環境の中でやり出し
たときに、やはり国内的な格差が広がるのはやむ
を得ないことだと思うんですね。例えば群馬の一
部地域でやりました、ところが、同じような野菜
づくりをやつてゐる栃木や茨城の方では外国人が
使えないということになれば、価格競争力におい
て大きな差が出てまいります。

これは国家戦略特区ですから、国家戦略と

して考へると、外国人を使うといふことが国家戦

略なのかというのはちょっとよくわからないところがありますが、いずれにせよ、こうじう制度が地域限定で導入をされたけれども、今後一般化をしていくのか、全国でこれがうまくいけば、特区で実験的にやるわけですけれども、うまくいなかったならばこれを全国的に展開をしていく、地域を限らずにそういう形になつていくとも考えられます。

私があげて、今はどちらがいいとか悪いとか、賛成だと反対だとかは申し上げるつもりはないんですけれども、外国人が農業に従事するという形が普遍化され、一般化されるということについての考え方はどのように思つていらっしゃるか、これは大臣の見識をお伺いしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 本特例措置と申しますのは、全く新しい制度でございます。まずは特区において適正に事業が運営されていくことが重要でございます。

この国家戦略特区基本方針で、「国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。」というようになります。

本特例措置におきましても、今後の評価においては全国展開が検討されるというように考へているところでございます。

○富崎(岳)委員 そうしますと、ここははつきり御答弁願えればと思うんですが、法律の仕立てとしては、うまくいければ全国展開するということだと思います。しかし、国家戦略特区ですから、國家戦略としてこの地域だけでやっていくという考え方でも、これは構造改革特区と制度の仕組みが違いますので、これもまたありののかなという気がしております。

今の大臣の御答弁でいいますと、今回の農業支援外国人受け入れ制度においては、基本的には、うまくいければ全国展開をするんだという理解でよろしいんでしょうか。

○山本(有)国務大臣 その評価が全国展開にふさ

わしければ、そうなる可能性は十分あります。

○富崎(岳)委員 もしうまくいってこれが全国展開されたときの農業のあり方はどうに変わつていくんだろうか、あるいは、ますます農業の振興につながるとか、そういう見方を大臣としてはされているかどうか、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 私の地元でも農業の人材として研修生、実習生を受け入れておりますし、また、一番早くかつたのは、漁業のカツオ船にマルシップ等で入つていただきました。こういう経験のもとに、それでは高知県がどう考えているかといふと、今は抑制的に考えております。

しかし、全国を見ますと、茨城県のように積極的に展開されているところもあるわけでございますので、それぞれ実施いたしましての、後は評価の問題と対応という、すぐれて政策的な判断が必要だとうとお示していただきたいと思うんです。

○富崎(岳)委員 大臣のある意味前向きなニュアンスというか、そういうものは十分伝わつたか続いて、東北農政局の〇Bの談合問題についてお伺いをいたします。本日の審議は、この談合事件を中心とした集中的な一般質疑ということである」というようにされております。

○西崎(岳)委員 どうしますと、ここははつきり御答弁願えればと思うんですけど、法律の仕立てとしては、うまくいければ全国展開するということだと思います。しかし、国家戦略特区ですから、国

そも問題の実態だつてわからないことになります。

ゼひ、個人名を言えとかそういうことじやございませんが、どういう会社に何人ぐらい行つていませんが、この会社には行つてるとか、この会社には行つてるとか、それぐらにはちょっとお示していただきたいと思うんです。

既に公取も入つて、農政局管内にも調査委員会を設けて調査をされているわけですね。そこについて、では、どこの会社に入つていて、そういうところに談合にかかわつた者がいるのかないのか、そういうことを伺つてあるんです。それさえ言えないと、こういうことです。

○山本(有)国務大臣 委員のおっしゃるのは、談合の嫌疑がある、談合は違法でございます、違法性がある疑いがある、そして、一般的に全ての〇Bについて疑いをかける、そして、それを調査するのは農林水産省の当然の調査権であるというわざでございます。

これは、現役職員であればそのとおりでございますが、お答えをいただけませんでした。東北土地改良建設協会の加盟各社ですね、事前にその一覧表が、お答えをいたしました場合に、先ほど申し上げましたように、民間人でございまして、この民間人を疑いがあるということで調査する権限は、農林水産省には持ち合わせがございません。それはすぐれて警察権力あるいは検察あるいは公

判がつて、法令に基づく制約、再就職の届け出義務という意味での制約、これの対象となつてない職員に対しても、職業選択の自由が保障される一般の民間人であるという認識でございますので、この〇Bに対して、再就職状況の把握のため農林水産省が特別に調査を行うことができるといふようには考えておりませんので、届け出対象

前回伺つたときは、これは〇Bのいわゆる再就職規制の届け出の対象になつてない人は言えないうことだつたんです。ところが、東北農政局の土地改良事業所というのは、所長以外は皆さ

ん、だから、いわゆるキャリアとか企画官級以上という方ではありませんから、再就職者はほとんど届け出対象じゃないんですね。ところが、今回〇Bの届け出対象じやないんですね。この〇Bは、みんなそのランクというか職位よりいう〇Bは、みんなそのランクというか職位より下の方ですから、そこが出せないとなると、そもそも〇Bが主人公になつて談合を仕切つていた

わけでしょう。その仕切つていた〇Bたちについて、では、どこの会社にいるんですかといふこと

を聞いているわけで、一般論として聞いているわけじゃないんですよ。何から何まで明らかにしないでいるわけでもないし、

既に公取も入つて、農政局管内にも調査委員会を設けて調査をされているわけですね。そこについて、では、どこの会社に入つていて、そういうところに談合にかかわつた者がいるのかないのか、そういうことを伺つてあるんです。それさえ言えないと、こういうことです。

○山本(有)国務大臣 調査することが調査の妨害になる、そんなロジックは通用しないですよ。これはすぐれて、もう官設談合に近い形ですよ。東北農政局の事業について、〇Bが相談をしてその受注を決める、〇Bを受け入れられなければ入札で有利に戦うことはできない、こういう事件じゃないですか。それを、自分たちが調査したらむしろ妨害にもなりかねないので、調査そのものをしません、あるいはしたことを明らかにできません

いう話は、私は大変奇妙なロジックであるというふうに思っています。

では、東北農政局内に調査委員会を三月二十四日につくられたということです。

これはもともと、朝日新聞の一連の連載、震災利権、復興利権についての一連の連載の中で、この東北農政局の談合事件のことが出てきたんです。

報道主導だったと思うんです。その取材があつたから、新聞に載る前だったのかもしれませんけれども、調査委員会を設置した。実際には、調査委員会を設置したのは新聞に載った後ですか

れども、まあまあ、内部調査は新聞に載る前に始めたのかもしれません。

○宮崎(岳)委員 前回の答弁でも、開示できるものは開示するという姿勢で適切に対応してまいりたいと思います。

○宮崎(岳)委員 現在、まだ開示できるものは開示するというように思っています。

○宮崎(岳)委員 立ち上げるに当たって情報提供まして、談合の調査の推移を見ながら、できるだけ開示をさせていただきたいというように思っています。

○宮崎(岳)委員 大臣、公取の調査や警察の捜査を自分たちが情報開示する理由にはしないでください。

○宮崎(岳)委員 私は、申し上げたのは、公正取引委員会とか警察の意向で、これは通告で言つております、明らかにできない、それはわかりました。では、何を示してください。

○宮崎(岳)委員 一般論としてみたいことではないと思いますよ。むしろ、公正取引委員会や警察から言われてないかという疑いを持つていて、何を明らかにしてもらつたら困ると言われているのか、それもいつかお聞き取ります。

○宮崎(岳)委員 ただ、公取の調査や警察の捜査を自分で見て、それが公正取引委員会や警察の意向で、これは通告で言つております、明らかにできない、それはわかりました。では、何を示してください。

○宮崎(岳)委員 一般論としてみたいことではないと思いますよ。むしろ、公正取引委員会や警察から言われてないかという疑いを持つていて、何を明らかにしてもらつたら困ると言われているのか、それもいつかお聞き取ります。

○宮崎(岳)委員 ただ、公取の調査や警察の捜査を自分で見て、それが公正取引委員会や警察の意向で、これは通告で言つております、明らかにできない、それはわかりました。では、何を示してください。

○宮崎(岳)委員 一般論としてみたいことではないと思いますよ。むしろ、公正取引委員会や警察から言われてないかという疑いを持つていて、何を明らかにしてもらつたら困ると言われているのか、それもいつかお聞き取ります。

○宮崎(岳)委員 ただ、公取の調査や警察の捜査を自分で見て、それが公正取引委員会や警察の意向で、これは通告で言つております、明らかにできない、それはわかりました。では、何を示してください。

○宮崎(岳)委員 ただ、公取の調査や警察の捜査を自分で見て、それが公正取引委員会や警察の意向で、これは通告で言つております、明らかにできない、それはわかりました。では、何を示してください。

○宮崎(岳)委員 ただ、公取の調査や警察の捜査を自分で見て、それが公正取引委員会や警察の意向で、これは通告で言つております、明らかにできない、それはわかりました。では、何を示してください。

開示するという姿勢で適切に対応してまいりたいと思います。

○宮崎(岳)委員 前回の答弁でも、開示できるものは開示するというようなことでおっしゃっています。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

けですね、今の調査内容。それだけお答えください。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

れば談合は成立しないわけですから、自分たちの不正だとこうことを御理解いただいていいんじゃないでしょうか。どこか違うところでやつてある、こういう話を思つているような感じがしてなりません。当事者ですよ、皆さん。

もう一点、お伺いします。

一般社団法人土地改良建設協会というものがあります。いわゆる、今回問題になつた東北土地改

善局がありまして、その新聞報道に基づいて公正入札等調査委員会を立ち上げるに当たりまして、公正取引委員会並びに警察庁に情報提供をいたしております。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

切っていた、その際に、始終現職の、もとの職場出入りをして情報をとつていた。こういう疑惑ですから、民間人だから調べられませんとか、プライバシーがあるからどうじうという話じゃないんじやないですか。自分たちの発注工事に関する疑惑ですよ。

ですから、少なくともそういう団体があるかどうか、それだけでもお示しください。

以上の二点、お願ひします。

○佐藤(速)政府参考人 一般社団法人土地改良建設協会に再就職している二名の退職時の最終職歴といふことでよろしくございましょうか。

一名は北陸農政局長、もう一名は農林水産省農振興局整備部設計課の土地改良情報分析官でございます。

○宮崎(岳)委員 もう一つのことをお答えください。そういう団体はありますか。

○佐藤(速)政府参考人 大臣からお答えしたところです。

○Bの全国組織があるか否かにつきましては、そもそもOBは民間人でございま

す。民間人による私的な活動について、農林水産省として調査、把握はしてございません。

○宮崎(岳)委員 あなた個人的に御存じでしょ

う、あるかどうか。それだけでもお話ししください。

○佐藤(速)政府参考人 恐縮でござります。この

国会の委員会といふのは、個人的な意見ではなくて、役所の見解を述べる場だと承知をしておりま

すので、お答えは差し控えさせていただきたいと思

います。(発言する者あり)

○宮崎(岳)委員 当たり前と言いましたけれども、隠蔽しているから言っているんですよ。

○B組織が農水省の事業で談合を仕切つてい

た、こういう疑惑ですよ。ではOB組織があるんで

すかといつたら、それは個人のプライバシーで

す、やめた人の自由ですから、職業選択の自由で

す、そんなばかな話ないです。疑惑があるから

聞いているので、何にもないところで聞いているわけじゃないんだから。

そういう組織があるでしょう。ありますよね。ないんですか、局長。

○佐藤(速)政府参考人 繰り返しで恐縮でござい

ます。OBとはいえ、民間人でござります。その

私的な活動について農水省として調査、把握はしません。(発言する者あり)

○宮崎(岳)委員 今、よしと言つたけれども、よしと言わぬ方がいいですよ、そういう答弁に対

して。

最後、時間になるので、一問だけお伺いします。この北社会という、東北農政局の東北土地改良建設協会と一体的な存在であるOB組織北社会といふところが今回の談合の仕切り役とされております。

一々の職員、末端まで全てとは申しませんが、

総のライン、つまり農政局の局長、局次長、農村振興部長、設計課長、それから土地改良建設事務所の所長、次長、各課長、こういった方々が、マージャンしたりゴルフしたり、そういう関係でこの団体とおつき合いがありましたか? ということだけ最後に確認させていただきます。いかがでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 この東北農政局のOBが関与した談合事案の有無につきましては、現在、公正入札等調査委員会で調査をしているところでござります。

北社会につきましても、聞き取り調査の結果、一般的な民間の親睦団体であるといふことは承知しております。

ささらに、一般論として申し上げますれば、現役職員がOB親睦団体など民間団体の行事に参加することやOBと接触することにつきましては、国

家公務員倫理法など関係法令ですか綱紀保持マニアルなどを遵守していれば問題ないものと考

えておりまして、個々の職員がどのようOBと

交流を持っているか逐一把握しているものではございません。

○岡本(充)委員 いや、東北農政局OBの懇親会

といふものであることは本省の局の中でも認識していなかつたといふことでございまして、すぐれ

て、この北社会についてのこの名称については四月五日の報道で確実に組織として知り得た、こう

いうことでござります。

○岡本(充)委員 いや、東北農政局OBの懇親会

といふものであることは本省の局の中でも認識していなかつたといふことでございまして、すぐれ

て、この北社会についてのこの名称については四

月五日の報道で確実に組織として知り得た、こう

いうことでござります。

法等の関係法令に違反しない範囲での交流、例えば会合で同席した際に挨拶をしたり飲食をともにするなどの交流はあるとうふうに考えております。

で、真摯に答弁をぜひしていただきたいと思います。

○山本(有)国務大臣 まず、北社会につきまし

て、三月十九日の朝日新聞の報道、「復興工事天下りOBの影」という見出しを受けまして、東

北農政局に設置されている公正入札等調査委員会を開催した二十四日の時点で、東北農政局として

当該OB親睦団体の存在を確認いたしました。

その後、四月五日の朝刊の記事を拝見して、本省としても、真摯な答弁をしているとは到底思えない

この対応、組織のまさに擁護に走っているんじやないかと思わざるを得ない。

私は、最後にも言いますけれども、今回この話

が出てきたのは、恐らく、農林水産省の技術系の皆さん方、大変厳しい農林水産省の中でのポスト争いがあつて、そして、残念ながら、幹部クラスはみんな事務官が占めているというこの状況。

そして、もつと言えば、再就職先がなかなか見つけられない。いや、かつては局長級だつて技官の人いたわけですよ。大臣。今もう局長級で技官がなるポスト、どうなつてているのか、こういったことを考えていかないと、これは構造的な問題として解決しないと思います。

だから、何も私は責めている一方ではなくて、そういう意味で、たくさん農林水産省の技官の皆さんも、この審議を見たり、もしくは聞いたり、後で読んだりされるでしょうから、私は、そ

ういう皆さん方にもしつかりメソセージとして残すような審議をしていきたいと思います。その上で、真摯に答弁をぜひしていただきたい。

今回、資料をまず配りました。大臣が、四月の五日の時点で北社会といふ活字に出会って存在を知ったとしていますが、そのとき、会見で、これ

は四月七日の会見ですけれども、「東北農政局OBの親睦会」というものであることは本省の局の中でも認識していたように聞いております。」こう言

われているんですね。これは一体誰から、いつ、そう聞いたんですか。

そう聞いたんですか。

て、会話をしてこうしたレクを受けるのは農村振興局の局長さんではないかと思いますが、事実が違つてゐるかもしません。

○岡本(充)委員 いつですか。

○山本(有)国務大臣 恐らく、この記事が掲載された日の午後だらうといふように思います。

○岡本(充)委員 ここは重要なことです。四月五日より前に、朝日新聞が名前は出してないけれども報道していた。この段階で聞いたのではなくて、四月五日の文字を見てから局長から聞いた、こういうことですか。

○山本(有)国務大臣 そのとおりでござります。

○岡本(有)委員 なぜ、その三月の段階で、前ぶれの記事がある段階でレクを受けなかつたか。そのとき、この記事は一体どうしたことなんだとレクを受けたんですか。

○山本(有)国務大臣 この三月の段階の記事については、こういふ疑いの観測、臆測記事であるといふよう私どもは判断し、東北農政局がそうした入札については正確を期し、適正を期しているといふよう段階では思つておりました。

○岡本(充)委員 ここははつきりさせてほしないです。大臣として、危機管理としてどうだつたのか。

三月の段階で、記事が出た段階で、では、事務方から一切説明を受けなかつた、説明を求めなかつた、大臣、それでいいんですね、信じていたから。

○山本(有)国務大臣 事務方から説明を受け、そしてそういう事実についての確認等をしながら、そういう認識でありました。

○岡本(充)委員 ここは重要です。

では、大臣、今、事務方からレクを受けたわけですね、三月の段階で。そのときに、こうした農政局の中で〇B団体があるか、あるや否や、聞かなかつたんですか。

○山本(有)国務大臣 この段階では聞いておりません。岡本(充)委員 この記事が事実なのか、この記

事が間違つてゐるのかといふときには農政局の〇B団体が、もしくは農政局に関連する団体が談合にかかわつてゐた疑いがあるという観測記事なわけですから、当然、何でそこで、事実関係、こういう団体が本当にあるのか、それをなぜ聞かなかつたんですか。

○山本(有)国務大臣 〇Bのそうした団体があり、こうした影響をしており、かつそうした入札に不正をする意図でつくられたものみたいな、そうした予断は全く覚えておりません。

○岡本(充)委員 いや、これは極めて重要な案件、農林水産省として大きな問題になるんじやないかといふ話のレクの内容覚えていない、そういうことです。

○山本(有)国務大臣 その〇Bの団体が、談合あるいは入札不正、そういうつた働く中心的存在といふ認識をしていなかつたといふことでございました。

○岡本(充)委員 きょうは局長に来てもらつていました。大臣にどうひうレクをして、どういう説明をしたんですか。

○佐藤(速)政府参考人 まず、本件につきまして最初に報道がなされた三月十九日の朝日の報道でございますが、これは先ほど大臣から見出しを御紹介しましたとおり、「復興工事 天下り〇Bの影」と。〇Bの関与といふことございました。

それで、この〇Bの関与といふ疑いがあると少なくとも新聞報道でなされていたといふことでござりますので、農政局に常設されている公正入札等調査委員会、これをしつかりとここで調査をす必要があるのではないかといふ御相談をし、御指示を受けたところでござります。

その後、四月の五日の同じ朝日の朝刊でござりますが、この朝日の四月五日の記事で北社会といふような名称が報じられまして、それで、この北社会なるものの事実関係を本省から東北農政局に問い合わせ、東北農政局で把握していたことを、この北社会についてのことを大臣の方に御報告を申し上げたということで、その経緯については先

ほど来大臣が御答弁されるとおりでござります。

○岡本(充)委員 では、局長は、本省の局の中で認めしていたということを大臣に説明したわけですね、四月五日の午後に。

○佐藤(速)政府参考人 この四月五日の報道を見まして、本省から東北農政局に問い合わせをし、この〇B親睦団体である北社会の存在を確認した、この事務方として確認したといふことも含め大臣に御報告をしたといふことでございました。

○岡本(充)委員 それは答えていらないんです。私が聞いているのは、その後段の詳しい内容じやないんです。

○佐藤(速)政府参考人 東北農政局に問い合わせを受けて知るに至つたところでござります。

○佐藤(速)政府参考人 私自身は、今回のこの東北農政局への問い合わせを受けて知るに至つたところでござります。

○岡本(充)委員 整備部長はその認識を持つてみえたんでしようか。

○佐藤(速)政府参考人 今直ちに本人に確認しないとわかりませんので、若干お時間をいただければと思ひます。

○岡本(充)委員 では、しっかり調査をして、委員長、報告を求めてください。いいですか。

○岡本(充)委員 では、その上で、これは事前にみんな職員は知つてたんじやないか。

私はいろいろ調べてみたら、ページをめぐつていつていただきて、六ページ目ぐらいから、美しい田園21という組織があることを知りました。NPO法人です。NPO法人をつくっています。

いろいろお話を聞きたいのですが、まずそもそも、九ページ目に役員、これは二十七年度です、二十八年度はこれからなんですけれども、きっと公表されるんでしようけれども、二十七年度の役員、この中で、農林水産省の〇Bもしくは現職、どなたと、どなたと、どなたですか。もしくは、どなた以外はみんな、こういう言い方でもいいです。

僕が聞きたいのは、繰り返し同じことを時間がかかるからやらせないでくださいよ。本省の局の中でも東北農政局に聞く前に認識していた、こう大臣は答えてゐるぢやないですか。認識していたのかいなかつたのか。東北農政局に聞く前に、詳細は別にして、そういう団体があるといふことを本省の局の中でも認識していたのか、そこだけ、しつかりちゃんと委員長、答弁させてください。

○北村委員長 はい。

それでは、佐藤農村振興局長。

○北村委員長 速記中止

佐藤農村振興局長。

○佐藤(速)政府参考人 まず、この北杜会の存在を四月五日以前に整備部長が存じていたかどうか、これにつきまして本人に確認いたしました。

私と同様、承知をしていなかったことでござります。(岡本(充)委員いや、名前じゃないよ、OB会自体も知らなかつたのね」と呼ぶ)え、私と同じ状況でございました。

次に、この資料の九ページにござります理事のうち、農水省のOBの出身者でございますが、一番上の林田直樹、三番目の田島明彦、その下の中川敬夫、一つ飛んで、監事の清水洋一、その下の勝山達郎、以上の五名がOBでございます。

○岡本(充)委員 その下の堺豊則さんという人は、出先の機関の事務所の次長か何かじやありませんか。

○佐藤(速)政府参考人 今お答え申し上げました五名といいますのは、国家公務員法上の再就職の届け出の義務が課されている方でございまして、課されていない人につきましては、申しわけございませんが、承知をしていない。堺氏につきましても同様でございます。

○岡本(充)委員 や、恐らく、私がざつと調べたら、これ、ほとんど農林水産省の地方支分部局の、出先の機関の出身者、それが地方の支部長になつてゐるんですね。これ、農林水産省のOBの職員の名簿と、かつていた人の名簿と照らし合わせてください。

では、同一人物かどうかは別として、この名前がかかつて農林水産省の職員として存在をしたかどうか、それだけは答えられるでしよう。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。名前が一致しただけで直ちに本人かどうかわからりませんので、確認をさせていただきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 いやいや、名前が一致するかどうか。だって通告しているんだから。ちよつと大至急確認してください、同じ名前がかつていたかどうか。その上で質問していかないと。

○北村委員長 では、速記をとめてください。
〔速記中止〕

○佐藤農村振興局長。

○佐藤(速)政府参考人 今、職員の名簿が手元にございませんので、ちょっと直ちに確認すると、いつたことは、申しわけございませんが、できません。調べまして、御報告を申し上げたいと思います。

○岡本(充)委員 これ、通告しているんだから、北陸農政局常願寺川沿岸農地防災事務所の所長として私も見つけることができた。ただ、同じ人物かどうかはわかりません。ただ、同じ漢字のこの方がいる、こういうことです。それを調べてくださいと私は言つてひたんですから、通告している

んですけどから、ここで答えてもらわないといけないし、どうされるのか、ちよつと決めてください。

○北村委員長 時間がかかりますか。とめなくて、すぐ行けますか。
〔速記中止〕

○北村委員長 時間がかかりますか。とめなくて、速記をとめてください。
〔速記中止〕

○佐藤農村振興局長。

○佐藤(速)政府参考人 恐縮でござります。至急お調べいたしますが、ちよつとお時間をいただきたいたいと思います。この岡本先生の持ち時間の間には御回答申し上げたいというふうに思います。

○北村委員長 速記を起」してくださる。

○佐藤農村振興局長。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。農林水産省のOBは在籍しているのかどうかといふ通告をいただいていたというふうに承知をいたしております。

そこで、私ども、昨日になりますけれども、公務員法上の再就職の届け出義務がかかるといふ間に該当するのかどうか、これを委員お配りの資料と照らし合わせて確認したところでござります。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申しますけれども、名前が一致しただけで直ちに本人かどうかわからりませんので、確認をさせていただきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 いやいや、名前が一致するかどうか。だって通告しているんだから。ちよつと大きめに確認してください、同じ名前がかつていたかどうか。その上で質問していかないと。

○岡本(充)委員 いやいや、名前が一致するかどうか。だって通告しているんだから。ちよつと大きめに確認してください、同じ名前がかつていたかどうか。その上で質問していかないと。

はない、それじゃ。通告していなんですか」と呼ぶ)

○北村委員長 もう一度、では、そのことを言つてください。岡本君。

○岡本(充)委員 この人たちが農林水産省に在籍をしていたかどうかといふことを聞いているのであって、何も国家公務員法上の再就職の届け出義務があつたかどうかとは聞いていらないんです。この人たちが所属をしていたか、これを聞いているだけですから。そういう意味では通告しているので、この質問を、答えられないというなら、これは、委員長、別の機会をつくつてもらわないといけないし、どうされるのか、ちよつと決めてください。

○北村委員長 時間がかかりますか。とめなくて、速記をとめてください。

○北村委員長 時間がかかりますか。とめなくて、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 時間がかかりますか。とめなくて、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐藤農村振興局長。

○佐藤(速)政府参考人 恐縮でござります。至急お調べいたしますが、ちよつとお時間をいただきたいたいと思います。この岡本先生の持ち時間の間には御回答申し上げたいといふふうに思います。

○北村委員長 そうしたら話が前後しちゃうから、それなら待つてします。だつて、すぐ見つかるんでしよう。五分、十分でしよう」と呼ぶ)

○北村委員長 それを行かないと次へ行けないですか。(岡本(充)委員「次へ行けない。だつて、次のも同じ話だもの」と呼ぶ)

○北村委員長 では、速記を起こしてください。
〔速記中止〕

○北村委員長 では、速記を起こしてください。

○佐藤(速)政府参考人 この理事でござりますけれども、この堀氏が職員として在籍していたか

ではない。同姓同名の人人がいたかと聞いているんです。同一人物かどうかはわからないです、それは確かに、届け出していないんだから。

だから、同姓同名の人がかつて農林水産省にいたかどうかは職員名簿を見ればわかるでしょう、どうなんですかと聞いているんです。

○佐藤(速)政府参考人 繰り返しになつて恐縮ですが、OBとはいえ、一般的の民間人でござります。再就職状況の把握の対象でない人にま

うひう方がいたとほうことを知つてゐる人がいたといふことでござります。

○岡本(充)委員 そんな一つ一つ各駅停車じやなくて、ほかの人はどうなんですか、ほかの人。同じような観点で調べてくださいよ。

それから、その次の、社員のうち十人の名簿、次ページです、十ページ目。これも同じよう

に、農林水産省にいた人ばかり、もしくは現職がいるんじゃないですか、この中。どうなんですか。はつきりさせてください、それは聞いているんですから。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。この九ページ及び十ページ目につきまして、現職の人は含まれております。

○岡本(充)委員 元職でもいいんです。だから、同じ人かどうかは別として、同姓同名の人が農林水産省に在籍していたんですかと聞いているんです。もしくは現職はいませんでしたかと言つたら、現職はないというんだつたら、元職はいるんですか、どうですか。そこは、今の堀さん以外も含めて、ちゃんと答えてくださいよ。

○佐藤(速)政府参考人 申しわけございません。確認をいたすには、同姓同名の方がいたかどうかも含めてきちんと調べるといつたことが必要でござりますし、また、届け出義務がかかるといつた人にについて調べる権限、そういうふうにもござります。

○岡本(充)委員 いや、同一人物かとは聞いてないです。同姓同名の人人がいたかと聞いているんです。同一人物かどうかはわからないです、それは確かに、届け出していないんだから。

だから、同姓同名の人がかつて農林水産省にいたかどうかは職員名簿を見ればわかるでしょう、どうなんですかと聞いているんです。

○佐藤(速)政府参考人 繰り返しになつて恐縮ですが、OBとはいえ、一般的の民間人でござります。再就職状況の把握の対象でない人にま

いた話と違つてくるんですけどね。もう一回そこは整理させてもらいます。局長、もう一回ちょっと聞かせていただきます。

この林田さんという人は確かに無給でした。私も見ました。しかし、表向き、就職しているのはこの二つ。そもそも、土木会館というところにこの美しい田園²¹といふのは入っているんですよ。この土木会館に入り、この土木会館、ここだけでも、そもそも、そういう意味でいえば、ある意味、農林水産省とどれだけの利害関係があるかはよくわかりません。

ちょっと調べてくれという話をしましたけれども、例えば全国農村振興技術連盟とか農業土木会館、農林水産省と何らかの金銭上の契約関係はあるんですか。

○佐藤(速)政府参考人 お尋ねの農業土木会館でございますけれども、農林水産省からの補助金ですとか委託費の支出、会議室の賃借につきまして、農水省本省にあります二年間の記録を調査しましたところ、そのような事項は確認できませんでした。^{(岡本(充)委員「連盟の方は、連盟も」と呼ぶ)}失礼しました。農村振興技術連盟でございますが、これにつきましては、農水省からの補助金や委託費の支出につきまして、同様に二年間の記録を調査いたしましたが、そのような事項は確認をできませんでした。

ただし、この連盟が出版する業務に必要な図書の購入などにおいて公費を支出した実績は確認をいたしました。

○岡本(充)委員 それは幾らですか。

○佐藤(速)政府参考人 技術連盟に対する図書購入、二年分でござりますが、八十一万円でござります。

○岡本(充)委員 こういう形で、図書購入をしているところ、もしくは金錢的な関係のあるところに農林水産省の幹部だった人が天下り、そしてその人が、先ほどお話をしている、無報酬だからと

いつて、職員OBばかりが理事事を務めている団体、NPO、これは隠れみのにしているんですね。NPOだからということで。

それで、これはいろいろ問題があるんじやないかと思っていまして、さらにいろいろ調べていくと、私は突き当たった団体がいろいろあるんですね。が、その前にちょっとと確認したいです。

美しい田園²¹、これはいろいろ通信を出していきますよ。七ページを見ていただくと、総会を去年やつてまして、去年の総会には農村振興整備部長が来賓として出席をされております。

○佐藤(速)政府参考人 ことしの総会には出席をしていないというふうに確認をいたしております。

○岡本(充)委員 さすがに、しないでしよう。しかし、それ以前、過去何年間か出席をし続けていると思うんですね。

○佐藤(速)政府参考人 このNPO法人の総会への出席でございますけれども、このNPO法人から案内状もいただいておりまして、業務の都合が、これにつきましては、農水省からの補助金や委託費の支出につきまして、同様に二年間の記録を調査いたしましたが、そのような事項は確認をできませんでした。

○岡本(充)委員 こうした指定職の方が、ほぼ例年、公務として出席をするNPO法人というのにはほかにあるんですか。

○佐藤(速)政府参考人 農村振興局の中だけの話で恐縮でございますが、NPO法人自身が非常に数が少ない、この法人ぐらいしか承知をしておりませんので、そういう意味では、農村振興局関係ではほかにはないとは思いますが、省全体ではちょっととわかりかねるので、お答えはいたしかねます。

○岡本(充)委員 大臣、これは結局、農村振興局とずぶずぶの関係なんですよ。毎年、部長が、指定期が挨拶に行き、そして、メンバーは実質みんなが、先ほどお話をしている、無報酬だからと

な技官ですよ。僕が見た限り、農林水産省の技官が退職後にこうした会をつくる。そもそも、設立総会からだうだつたのかという

过去了いろいろかかるほつてみると、この設立総会からして農林水産省が首頭をとつていたんじゃないかと思われるような内容になつています。そういう意味で、これは五ページ目です。後でNPOに対する期待の言葉を述べている、こういふ状況のもと、集まつた議事録署名人も含めて、これは農林水産省のOBばかりが集まつてこういふものをつくつている。

これは、つくつた実態、そのときに農林水産省はかわつたのか、大臣、ぜひ調べてもらいたいと思います。どうですか。

○山本(有)国務大臣 この種の団体の設立について、悉皆調査といふ意味で、正確に悉皆調査ができるといふには、NPO法人あるいは任意の団体等でございます、これにつきまして、しかもOBといふことは、つくつた実態、そのときに農林水産省はかわつたのか、大臣、ぜひ調べてもらいたいと思います。どうですか。

○山本(有)国務大臣 この種の団体の設立について、悉皆調査といふ意味で、正確に悉皆調査ができるといふには、NPO法人あるいは任意の団体等でございます、これにつきまして、しかもOBといふことは、つくつた実態、そのときに農林水産省はかわつたのか、大臣、ぜひ調べてもらいたいと思います。どうですか。

○岡本(充)委員 いや、そんない、大臣、ここを見てくださいよ。この記事が間違っていたら別

て資料をお出しするということであれば、調べてみたいというふうに思つております。

○岡本(充)委員 いや、そんない、大臣、ここを見てくださいよ。この記事が間違っていたら別

て資料をお出しするということであれば、調べてみたいというふうに思つております。

○岡本(充)委員 いや、そんない、大臣、ここを見てくださいよ。この記事が間違っていたら別

述べるNPO法人つて、大臣、記憶にありますか。政治人生の中で、大臣、ありますか、どうですか。

○山本(有)国務大臣 さまざまな任意団体、民間の方々の集まりという是有るわけござりますので、一概にないとも言えないと、いうように感じておるところでございます。

○岡本(充)委員 長い政治人生の中でこんな話は聞いたことがない、記憶にないはずですよ。極めて特殊ですよ。

○岡本(充)委員 ちなんに、このARICといふ団体もなかなか団体でして、農業土木関連の会社が法人として会員に入る団体です。

○岡本(充)委員 ちなんに、このARICといふ団体のホームページには水土の壁といふコーナーがあつて、実はこのホームページのコーナーの執筆を行つた活動を先ほどの美しい田園²¹がやつてゐる。何でわかつたかというと、東京都に報告されているNPO法人の活動報告事業報告を見たら、資源保全事業として「国営事業の伝承に資する「水土の壁」の執筆を行つた。」として、事業費百七万三千円をいただいている、こういう報告書を上げて見るわけあります。それが、金銭的なやりとりの部分だけをピックアップしましたけれども、皆さんのお手元、八ページです。

○岡本(充)委員 こうした活動を通じてARICから、ARICのホームページ上の執筆をするという執筆料といふ形で、美しい田園²¹にはいわゆる土地改良事業をやつてゐる建設業者が集まる団体から執筆料が支払われ、そしてNPO法人の活動費に充てられる、こういった実態。これがまさに、OBの団体とそして土地改良事業をやつてゐる企業との大きな金銭的な関係がある実態を、これは、それぞれの文書は別々のところにありますから探してこなきやわからぬけれども、こういう実態があつたんじやないですか。

○岡本(充)委員 こうした活動を通じてARICから、ARICのホームページ上の執筆料といふ形で、美しい田園²¹にはいわゆる土地改良事業をやつてゐる建設業者が集まる団体から執筆料が支払われ、そしてNPO法人の活動費に充てられる、こういった実態。これがまさに、OBの団体とそして土地改良事業をやつてゐる企業との大きな金銭的な関係がある実態を、これは、それぞれの文書は別々のところにありますから探してこなきやわからぬけれども、こういう実態があつたんじやないですか。

○岡本(充)委員 これはやはり、ちょっと異様なんですね、この美しい田園²¹という団体は、そもそもから農林水産省がかかわつて設立をし、設立をした後

もそうした農業土木の関連企業の団体から執筆料といふお金が回り、そしてNPOといふ名前で、無報酬だからといってその役員もわからない。先ほどの話で、そういう隠れみのを使って、もしかしたらいじめ、就職あっせんをしていませんか。文科省で話題になった文教フォーラムと文教協会と同じ話じゃないですか。

ちなみに、ARICには顧問として農林水産省のOBが就職していますよね。どうですか。

○佐藤(速)政府参考人 この一般社団法人農業農村整備情報総合センターでございますけれども、再就職の届け出がなされてはいる二十年十二月から二十八年十二月までの間に、管理職職員だつた農業土木系の職員四名が再就職をしております。

○岡本(充)委員 それだけじゃない。

会計検査院もきょう来もらっています。

ひどい話です。会計検査院の審議官だつた人がこのARICに顧問として再就職をして、会計検査院の検査を受けるときの心得を説いていますね。

会計検査院の幹部職員だつた人が再就職をして、その心得を説くところとは適切な行為なんですか、どうなんですか。

○岡本会計検査院当局者 お答え申し上げます。ただいま先生がおつしやいました事実関係については、突然のお尋ねでございまして、確認できません。

一般論で申し上げたいと存じますが、例えば、検査に対する適切な資料の提出を行わないなどの対応をとるところなどにつきまして対応法といふことではござりますれば非常に不適切でございます。ただ、内容次第でございまして、各団体等における会計規程の整備あるいは内部監査の業務に携わるというようなことでございましたら、これは各団体等における適正な会計経理を進めることの意味でも特段問題がないと考えているところでございます。

会計検査院といったしましては、いずれにいたし

ましても、厳正な検査を行つてはいるといふございます。

○岡本(充)委員 これはお知らせしたと思いますけれども、平成十八年十二月六日の衆議院決算行政委員会における質疑において、会計検査院の院長から、過去には、会計検査の実施初日に個別の検査に先立ち行われる業務の実施状況等についての概況説明において、検査対象団体に再就職した会計検査院の元職員が出席していたことがあったと聞いている旨の答弁がなされているといふことを会計検査院としても承知をしているんです。

したがつて、こうした検査の日に、職員が、そこにOBがいて、かつての自分の上司がそこにいて、そして会計検査院の検査を見るといふようなことは不適切だとして、これは、退職に関する國家公務員法の規定等についてとあわせて、検査対象団体に再就職した場合には会計実地検査の立ち会いを行わないことを周知しているといふうにしています。

しかし、これは検査対象団体に再就職した場合なんですよ。検査対象団体ではないんです、このARICは。ここに集つてゐる企業が検査対象団体なんです。

したがつて、個々の団体のいわゆる集合体である一般社団に天下つて、そこで関係会員に会計検査のときの心得をひもとくといふのは、この観点から考へても不適切だと考えられるんですが、その点についてはいかがですか。

○岡本会計検査院当局者 お答え申し上げます。ただいま先生がおつしやいましたように、確認させていただきたいと存じます。

○岡本(充)委員 ゼひ、今指摘をしておきましたので、こういふ関連団体に天下つて、その関連団体の中での指導をするというのも私は不適切なのではないかと思いますので、検討いただきたいと思います。

さて、農林水産省にもう一回戻ります。

この話なかなかOBの組織が明らかになつてこなかつたですが、この間いろいろ調べさせていただいて、少なくともこの美しい田園21といふまる会になり、そしてそこには技術系の職員のトップである整備部長が出向いて毎年挨拶を行う、そしてそこへの役員は、農林水産省のやはり幹部がいるNPOになり、その隠れみのに対し

支障がないようにするために、今お話をしまして、関係する企業の集まる一般社団から執筆料といふ形でお金が流れている、こういう構図がこの間で明らかになつてきたわけあります。

大臣、ここまで話を聞いていて、大臣は私が今指摘をしているような事実、知らなかつたであります。こうした不正のないよう、予防措置として検討を重ねていきたいと思つております。

○山本(有)国務大臣 重要な岡本委員の指摘でございます。こうした不正のないよう、予防措置として検討を重ねていきたいと思つております。

○岡本(充)委員 いや、それは検査に支障があつた大問題なんです。

○岡本(充)委員 調べていただけるということですか。調査をしていただけたといふことですか。

○山本(有)国務大臣 もう一度調査内容を細かく教えていただきたいと思います。

○岡本(充)委員 美しい田園21というところを隠

れのにして、これは、職員、OBがみんなNPO

○法人に三千円の会費で入っているんですよ。三

千円会費で名簿を登録しておいて、そして登録し

ていたその職員の名簿をもとに、再就職をここが

あつせんしているんじゃないんですか。なおか

つ、もつと言えば、この美しい田園21、NPO

が、農林水産省本省と、誰が近々退職するかな

ど、人事情報を含めて共有していなかったんじゃない

ですか。

これがまさに文科省の文教フォーラムのパター

ンでしたよ。文教フォーラムも、ここが退職者の

情報管理をして、そして、文科省の人事課と退職

者の情報を共有しつつ、退職のあつせんをしてい

た、こういう構図だったでしよう。

これはおかしいじやないかといつて、一月二十

日に総理が再調査を指示して、三十一日に内閣人

事局が外部メンバーも入れて調査委員会を立ち上

げて調査をして、年度内に発表しました。しか

し、そのときには、残念ながら、美しい田園21の

言葉は農林水産省から出てこなかつた。

これは、調査が行き届いていなかつたんじゃない

いか。内閣人事局に聞いてもいいんですけども、まずは農林水産省本省でこれは調べるべき

じゃないですか、そう聞いているんです。

○山本(有)国務大臣 まず、再就職について、農

林水産省として調べるか否かについて、私も検討

いたしました。特に、東北談合で公取が立入検査

に入るという段階で、ゆゆしき問題だといふよう

に認識いたしました。
そこで、農林水産省自身で調べるといふように、折しも文部科学省の再就職規制違反事案がございまして、山本幸三公務員制度担当大臣の方で詳しく述べる以上に、より第

三者機関も含めて調査をするというときでございましたので、私ども農林水産省から内閣人事局、特に山本大臣のところに赴きました、こうした問題について特に詳しく調べようにお願いをした

わけでございます。

○岡本(充)委員 いや、自分のところでも調べる

べきですよ。

つまり、自分のところの、農林水産省の人事部

局と美しい田園21が退職者情報についてやりとり

をしていた事実があるのかないのか、それだけで

も調べたらどうですか。

○岡本(有)国務大臣 私ども、ありていに言え

ば、なれ合い的調べにならないよう工夫いただ

いている山本幸三国家公務員制度担当大臣のもの

で調査、それに私ども委ねたというところでございまして、それは農林水産省全体がその認識でございまして、それを待ちたいというように思つております。

○岡本(充)委員 いや、大臣、極めて消極的です

ね。これだけ問題があるということを私が指摘し

て、こうした団体が外にあって、NPO法人をつ

くつて、そこである意味OBを登録させて、その

登録している五百人近いOBが、しかもこれは技

術職の人ばかりが登録されているこういうグル

ープがあつて、これはどう見ても私は問題があるん

じゃないかと思うんですよ。

この蓋然性を考えてみても、これだけ聞けばい

いじゃないですか。職員の、その人事担当の者

に、美しい田園21と退職者情報についてやりとり

をしたことがあるかないか、この一点だけでもい

い、それだけでも聞いてもらえませんか。

○岡本(有)国務大臣 各種法令に基づいて適宜適

切に対処をしていくという方針に変わりはありません。

○岡本(充)委員 もしやりとりしていたら、これ

は国家公務員法の先ほどの退職の倫理規定違反で

すから、調べていただける、こういうことです。ね。わかりました、うなずいていただきましたのです。いろいろ聞きたかったんですねけれども、これは本当に根深い問題だと思ふのは、農林水産省はたくさん職員がいらっしゃる、その中でも技術系の人たちがたくさんいる、冒頭もお話をしましたけれども、この人たち、この方々が、それぞれ大変優秀な方がいるにもかかわらず、省内でのポジションのあり方がやはり問題じゃないですかね。大臣。いや、私は彼らの応援をするつもりでこれをやつていてるんですよ、本当に。彼らを何も責めて逃げざるを得なかつたんじゃないかという思いがしてならないんです。

大臣、今の人事のあり方を見て、どうですか。

技術官の上で指定職、部長とかはいますけれども、局長級として次官、誰でしたつけ。

○岡本(有)国務大臣 技術系、事務系の職員の採用システムというようなもので官僚としての人生が全て決まるようなそのシステムについては、私も疑問を持つております。特に、文科省におきましても、経済産業省におきましても、そういう事実を見るにつけ、どうしたらいのかなというよう

に悩んでいたところでございまして、農林水産省においてもそういう問題はあるわけございません。

厚生労働省は今度、医務技監というのをつくる

という法律を出しまして、医務技監をつくりました。次官級ですよ。農林水産省だって、これだけたくさんの中の技術系の人がいるんだから、局長級、次官級、いないわけでしょう、新しくそういうポストをつくっていく、そのポストの再編をするぐらの意欲的な取り組みをされたらどうですか。

大臣。これは指導力を發揮するいいチャンスですよ。そして、もつと言えば、技術系の職員の皆さん方が省内で頑張つていく目標ができますよ。

私は、そういう意味で、厚生労働省のこの医務

技監は大賛成だつたし、今回できたことは大変、衆議院は

ページには、九社、一協会の広告バナーがあることは承知しております。

二月までの間に、土木系の元職員のうち、これら

の企業への再就職者は六社で計十名といふふうになつております。

<p>通過しました。大臣、どうですか、同じように農林水産省でも考えてみたらどうですか。</p> <p>○山本(有)国務大臣 検討に値すると思いますので、しっかりと検討させていただきます。</p> <p>○岡本(充)委員 幾つかの資料について引き続きの話が残りましたので、当委員会でまた質疑をさせていただきたいと思います。</p> <p>きょうは、時間になりましたのでこれで終わります。ありがとうございます。</p> <p>○北村委員長 次に 畠山和也君。</p> <p>○畠山委員 日本共産党的畠山和也です。</p> <p>きょうは、先ほどから質問があるように、東日本大震災で被災した農地復旧事業にかかる工事で公正取引委員会が立入検査を進めた件について、私からも農水省の自浄能力という角度から質問したいというふうに思います。</p> <p>この対象とされている復旧事業は、仙台東土地改良事業所が発注した震災復興工事で、入札談合の疑いがかけられているものであります。立ち入りを受けたゼネコンは十八社とも二十七社とも報じられています。その総額も、報道によれば約五百億円という巨額の工事となりました。</p> <p>そこで、まず確認しておきたいんですが、復旧工事でありますから、今なお国民には復興特別税が課されていて、これが原資となつてこの事業は進められています。談合によって受注調整がされて、工事金額の高まり、また公正な取引がされていないとなれば、復興事業に対する信頼や特別税の徴収の意義にもかかる問題だと思います。</p> <p>そこで、きょうは財務省からも来てもらつていますが、まず事実を確認します。</p> <p>このいわゆる復興特別税は、これまで幾ら税収として組み込まれてきて、改めての確認ですが、それは何年まで続くことになるか、答弁してください。</p> <p>○矢野政府参考人 お答えいたします。</p> <p>○復興特別所得税と復興特別法人税の税収でござる</p>

<p>います。平成二十四年度から二十九年度までの合計で申し上げますと、復興特別所得税が一・九兆円、復興特別法人税が二・三兆円、合計四・一兆円という数字を見込んでございます。</p> <p>それから、いつまでかという御下問ですけれども、平成二十五年から平成四十九年までの二十五年間が復興特別所得税の継続期間でございます。</p> <p>○畠山委員 法人税の方は先に終しましたけれども、これまで四・一兆円。ですから、相当な税収であります。しかも、復興特別所得税の方は、先ほど、平成でいえば四十九年、二〇三七年まで続くわけですから、その信頼性といふものは当然確保されなければいけないと私は思います。</p> <p>いろいろな税金がもちろんありますけれども、この復興特別税については、しっかりと復旧に使つんだつたらやむを得ないと考える国民も少なくないと思います。そこで、山本大臣に、これは一般論で構いませんが、まず認識を伺います。</p> <p>なぜ談合がいけないのか。とりわけ今回は復興復旧事業ですから、そこで談合や受注調整など当然容認できないと思いますが、一般論で構わないで、まずは基本認識を答弁してください。</p> <p>○山本(有)国務大臣 私が、談合について、いけないということに対して、非常にいい言い方、文章だなと思っています。</p> <p>そこで申し上げますが、入札談合等闇与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の解説書を大鹿さんという方が書かれおられまして、その一文に、入札談合は、公正な競争をし、それによる経済的な調達を行うという入札の根本原則を否定するものであり、かつ、予算の効率的な執行を妨げ、國、地方公共団体等の調達が国民の貴重な財源をもとに行われることに鑑みれば、結果として</p>

<p>国民の利益を損ねる行為である。これが私は最も適切な表現だらうというように思つております。</p> <p>○畠山委員 大臣の談合についての認識として、重要な認識を伺いました。</p> <p>そこで、今回の件ですが、その受注調整に農水省のOBが関与していた疑惑があることも極めて重大であるのは先ほどから指摘されているところです。その舞台となつたと報じられているのが、OB親睦団体北社会です。農水省の提出資料によれば、この会は、会員相互の親睦等を図るために、総会、懇談会、研修会、囲碁、ゴルフ、マージャン、釣り等の部会活動を行つてゐるものとされています。</p> <p>この北社会なるものは、いつ発足されたかといふことは把握しているでしょうか、していないのでしょうか。その事実だけを確認します。</p> <p>○佐藤(速)政府参考人 北社会でございますけれども、東北農政局に設置されております公正入札等調査委員会が、調査対象である入札参加企業への事情聴取を行う中で当該企業に在籍しているOBの情報を得まして、当該OB数名に連絡をして、ヒアリングを行つて、組織の概要を確認したところでございます。</p> <p>その中で、お尋ねの北社会がいつ発足したかといふことにつきましては、このヒアリングにおいて尋ねはいたしましたが、確認はできなかつたというところです。</p> <p>○畠山委員 ということは、ヒアリングをして、答える方もわからないほど前からあつたというようですねはいたしましたが、確認はできなかつたというところです。</p> <p>○山本(有)国務大臣 東北談合事件につきましては、公正取引委員会の調査案件でございますし、また、東北農政局において設置されております公正入札等調査委員会において調査をしておりま</p>

<p>す。そうした調査の中で、さらに他の地域でもし入札談合等があるという情報があるならば、あるいはそこ等で知り得た事情で疑うに足る事情があるならば、私はぜひ調査を広げたいというようには思いますが、一般的に、通常行われてゐる業務に對して談合があるかないかの調査につきましては、極めて、私ども、そうした権限もなければ必要もないというようになります。</p> <p>あくまで、今後、再発防止のために、各入札にかかる職員に対しても断固として公正公平な入札をするように指令をしていただきたいというように思つております。</p> <p>○畠山委員 だから、ここから先が自浄能力の話</p>
--

になつていくわけです。

農水省は、過去にも談合や天下りの問題が発覚をしてきました。

我が党が国会で質問しただけでも、二〇〇二年一月二十五日、衆議院予算委員会で、総事業費一千四百九十億円の諫早湾干拓事業を受注したゼネコン三十九社に判明分だけで三十三人が天下りした件がありました。

二〇〇二年三月十二日、参議院予算委員会で、BSE 対策として全頭検査前の国産牛肉を国が買取る事業で、ずさんなチェックで牛肉偽装を許すこととなつた事業団や業界への天下りも発覚しました。このときに、武部勤・当時農水大臣は、農水省所管の法人等について総ざらいをしなければならないと答弁を残しています。

二〇〇七年は、依然として記憶も鮮明ですが、緑資源機構発注の官製談合事件で、林野庁が発注した林道整備事業の四四%を受注していた六つの公益法人に二百十七人が天下り、役員総数の四二%にも上ることも判明しました。これは二〇〇七年五月九日に参議院の決算委員会で我が党が質問したものに対する答弁です。

それ以外にも、各党各議員が質問などをされておりました。これらは今のが就職の届け出の以前のものでありますから、その当時の数字だということはもちろんですけれども、まだまだあります。こういうことが起きるたびに、歴代の大臣が天下りや談合は許されないという答弁をしてきました。

これらは今のが就職の届け出の以前のものでありますから、その当時の数字だということはもうろんですけれども、まだまだあります。こういうことが起きるたびに、歴代の大臣が天下りや談合は許されないという答弁をしてきました。

そこで、山本大臣に伺います。

改めてこのような経過を見れば、先ほどから、省全体のキャラクターをどうするかというのもあります。やはり体質の根深さを痛感せざるを得ないと思います。だから先ほど、さらなる調査の必要性について質問をしたわけです。問われているのは、公取は公取でそれはやるんだけれども、農水省としての自浄能力をどう發揮するかということだと思います。この持たれている疑惑に対しても思ひます。

臣はどうしようとしているか、改めて答弁を求めます。

○山本(有)国務大臣 御指摘のように、過去、忌まわしい入札等による事件がございました。この種の事案については、独禁法による課徴金の納付命令や刑法による競売入札妨害や談合罪、あるいは不正の温床となる贈収賄、それから政から官への口きき、あるいは天下り等に関連するわけでございまして、決してこの公正や公平がゆがめられてはなりません。

したがつて、この入札契約において、従来より増して、一般競争入札の拡大あるいは発注者綱紀の保持等によりまして、透明性、公平性、公正性、これを確保していきたいと思っておりますし、また、この東北談合事件の全ての事実が明らかになつた後で正確に分析を加えまして、そうしておきます。幾つか報道コピーモーも持つてきましたんで、崎地裁が四月十七日に出した判決に対しても、控訴しない旨が発表されました。

この判決には漁業者などから怒りの声が出されています。幾つか報道コピーモーも持つてきましたんで、崎地裁が四月十七日に出した判決に対しても、控訴しない旨が発表されました。

○島山委員 ちょっととこの後、諫早問題もやりた

いので、きょうはここにとどめておくんですが、今回の件は、ちょっと個人的なことで申しわけないですねけれども、私にとつても本当に残念で、あつてはならないことだと思っています。

それは、私自身も、今村前復興大臣の言葉によ

れば、あつちの方と言わされた東北、宮城県石巻市

の生まれ育ちの出身です。三月十一日に石巻市へ行きました。ちょっと農地の問題とは別になりますが、石巻市といつても広く、鮎川という地域の方に行きました。金華山まで出る船があるんですねけれども、そこで仮設商店街の方にも立ち寄らせていただき、お昼にラーメンもいただきました。

その店主さんが、鮎川の町、そなんですかね

ですが、やはり体質の根深さを痛感せざるを得ない

と思います。だから先ほど、さらなる調査の必要性について質問をしたわけです。問われているのは、公取は公取でそれはやるんだけれども、農水省としての自浄能力をどう発揮するかということだと思います。この持たれている疑惑に対しても思ひます。

安倍首相は、全ての大臣が復興大臣ということをよく口にされます。震災からの復興は、被災地のみならず、国民的願いであることは間違はありません。その中でのような発言が出たことは本当に許されませんが、復興事業が食い物にされていることも、論外どころか、私は到底容認できません。農水省としての自浄能力を發揮されるように、改めて大臣にこれは強く求めておきたいと思

います。

それで、ちょっと後半、残つてある時間で、わずかですが、諫早干拓問題にかかわつても質問しておきます。先月二十五日、山本農水大臣の談話として、長崎地裁が四月十七日に出した判決に対しても、控訴しない旨が発表されました。

この判決には漁業者などから怒りの声が出されています。幾つか報道コピーモーも持つてきましたんで、崎地裁が四月十七日に出した判決に対しても、控訴しない旨が発表されました。

知のことと思ひます。

二十五日に参議院農水委員会で我が党の紙智子議員の質問に大臣は、和解協議について、「ぎりぎりのところまで歩み寄つた」、「何とかその間を埋められないか」というように今でも思つてゐる」と答弁をしています。しかし、大臣の言うこの間の口きき、あるいは天下り等に関連するわけでございまして、決してこの公正や公平がゆがめられてはなりません。

○山本(有)国務大臣 御指摘のように、過去、忌まわしい入札等による事件がございました。この種の事案については、独禁法による課徴金の納付命令や刑法による競売入札妨害や談合罪、あるいは不正の温床となる贈収賄、それから政から官への口きき、あるいは天下り等に関連するわけでございまして、決してこの公正や公平がゆがめられてはなりません。

したがつて、この入札契約において、従来より増して、一般競争入札の拡大あるいは発注者綱紀の保持等によりまして、透明性、公平性、公正性、これを確保していきたいと思っておりますし、また、この東北談合事件の全ての事実が明らかになつた後で正確に分析を加えまして、そうしておきます。

長崎地裁における和解協議というのは開門によらない基金による和解でありまして、開門を求める方々と、何とかその間を埋められないかということは今でも考えておりますが、あくまで開門によらない基金案であるという訴訟の内容でございました。

国として、今般お示しした考え方について、関係者の御理解と御協力を得られるように、今度は福岡高裁の和解の協議の場がございます。そうして、さまざまな機会を捉えて、さらに誠実かつ真摯に努力をして和解に至りたいとふうように願つておる次第でございます。

○畠山委員 いろいろ役人の方にも来ていただきて、誠実かつ真摯な対応という言葉はもちろん聞くんです。ただ、和解が成り立ちませんでした。和解のために努力してきたことは、今大臣が答弁されたように、繰り返し國の立場を言うんだけれども、では、何でこんなふうに和解が壊れたのか。国としての責任ということは具体的な話で聞かないし、そういうことがなければ先へ進めないという気持ちが出るのも私は当然だと思うんですよ。

○山本(有)國務大臣 和解協議が壊れたことへの國の責任として、具体的に考えを、ちょっとこの点も答弁していただきたいたいと思います。

○山本(有)國務大臣 長崎地裁におきます立場は、あくまで開門によらない基金という和解の方針でございました。そこで、原告の皆さんとも協議をさせていただきまして、皆さんのが、あくまで開門をしなければ和解のテーブルにはお着きにならないという立場でございました。その意味において、まずは長崎の地裁の和解に終止符を打つことしかないので、こう思つております。

福岡高裁における和解は、開門によらないとか開門によるとかいうことのこだわりはございません。したがいまして、請求異議訴訟におきます森羅万象、ありとあらゆる法的な議論を尽くした後、さらに和解協議に進むという方向づけで、私

は原告の皆さんと考えを一にするといひでござります。

したがいまして、こうした意味において、福岡高裁の和解協議に対して期待をかけておるところでございます。

○畠山委員 和解協議へ進むために障害は取り除かれなければいけないと思いますが、今大臣は触れませんでしたが、何回か前の委員会で私は想定問題は避けて通れないのではないかと思ひます。

大臣は、先ほど私が引用した先日二十五日の参議院紙智子議員への答弁で、次のように述べて

います。「この全ての訴訟をひっくり返して和解であります。」これが根本的な解決ではないというように考へております。」そうであるならば、そのための障害は取り除いていかなければいけないと思います

が、そこで、その一つとなつておるのはこの想定問題ではないのですか。

本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○山本(有)國務大臣 諫早湾の干拓の開門問題に

つきましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 日本維新の会の吉田です。

本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 次に、吉田豊史君。

本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 大臣、いかがですか。

本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

○吉田(農)委員 本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

うに言うし、これまでも、相反する判決に国が挙げられてきて大変だみたいなことはいろいろ何回も聞いてきたんですけど、私もかつて現地へ伺つたこともあります。苦しんでいたのは農水省ではなく現場の漁業者の方々です。

農業、漁業、防災が両立するような提案もあつたはずです。最後、佐賀新聞の論説がこのように書いていたことだけ述べておきます。「國は農業と漁業を両立させるための努力をしてきたとは言いたい。開門しないことを前提にした案にこだわる以上、道は開けない。開門しても塩害を抑えて営農への影響を最小限にする方法があるはず」と論説です。

農業、漁業、防災の共存へ、眞に國として責任を果たすことを改めて強く求めて、質問を終わります。

○吉田(農)委員 本当に和解に進みたいのであるならば、この問題

ついましては、複数の訴訟が提起をされており、争訟中であります。

などうことも私はわからないなと思います。きょうのこの委員会でもこの問題が取り上げられておるわけですから、農水省OBによることの詮議、そして天下り問題のこと、これについて、改めて、どのように全体像として認識なさっているか、副大臣にお聞きしたいと思います。

○齋藤副大臣 今回の東北農政局の談合事案につきまして、累次御答弁させていただいておりますが、整理してお答え申し上げますと、現在調査中の案件ですので、予断を与えるような発言、これは控えたいと思っていますが、土地改良事業等の公共工事は、国民生活の基盤となる社会資本の整備を行つ、特に今回の場合は復興事業でございます、そういう整備事業において、国民の信頼を得るが、そのためには、土地改良事業等の情報があつたことから、農林水産省としては、累次御答弁申し上げていますように、公正取引委員会の調査に積極的に協力するなど、適切に対応をしていくということと同時に、入札談合情報的にすけれども、天下りといふのは、本当に外國語には訳しようがないだろうなと思いますし、また、天下りといふ言葉のつくりを見ても、天から下つてゐる、こう書くわけですね。天とは何か、そしてどこから下つてくるのか、こういふのを考えるとなかなか本当に難しいなと思いますし、私は、この常々、日本語は難しいなと私は思つておるんですけど、天下りといふのは、本当に外國語には訳しようがないだろうなと思いますし、また、天下りといふ言葉のつくりを見ても、天から下つてくる、こう書くわけですね。天とは何か、そしてどこから下つてくるのか、こういふのを考えるとなかなか本当に難しいなと思いますし、私は、この委員会でこのことの漁業関係をやつておりますので、魚は海から川に上つて下つて、簡単には上つて下つて、人間も、立身出世を考えにくという、これだけの簡単なことですし、ウナギもウナギ登り、それから、コイなんかも、コイは泳ぐけれどもこいのぼり、こういふふうにして、こういふ立場に立ちますと、訴訟関係者、当事者に御迷惑がかかつてはならないということをぜひとも思つています。

それが、私たちのこの世界では、最終的に天下りといふものがあるというの、どこに下るのか

○吉田(農)委員 お答えいたしました。

○吉田(農)委員 そして、農水省関係で国家公務員法について違反する事例が新たにあるのかどう

なのかな? ということについて確認をさせていただきます。

○吉田(農)委員 そして、農水省関係で国家公務員法について違反する事例が新たにあるのかどう

なのかな? ということについて確認をさせていただきます。

○吉田(農)委員 文部科学省の事案の発生後、大臣の御指示によ

りまして、該当する人事担当者に対しまして確認を行いましたところ、国家公務員法に抵触するよ

うな情報提供を行つたことはないことを確認して

おります

また、談合に関する朝日新聞の報道後にも、同様に大臣の指示を受け、該当する人事担当者に対して確認を行いましたが、この場合も、国家公務員法に抵触するような情報提供を行つたことはなく、これを確忍しておられます。

○吉田(豊)委員 ここのところ、この農水省の○Bのことだけじゃなくて、いろいろな何か問題じゃないかなという話があつたときに、一般の方方がお聞きしていくて、事件と事案といふふうに言葉遣いがあるんですけれども、今ほど事案とおっしゃつたのは、それはどうふうふうにして使い分けなさつてはいるかを確認させてもらつてよろしいですか。

○山口政府参考人 今、文部科学省の事案というふうな申し方、御答弁をさせていただきましたのは、文部科学省が、現役職員に対するいろいろな疑惑、疑惑というのが、内閣府の再就職等監視委員会からの調査の結果としてそういう報告が出たといふことがございまして、そういう事案について同様に農林省の方でも調査をしたということで事案という言葉を使わせていただいておりま

は、これを一般の人が聞いたときには、事件と書いて、「これは悪いな、でも、事案と言うと、何かよくわからないな、こういうようなところを感じるのも私は現実だらうと思うわけですね。

何でこういうことにこだわっているかといいますと、きょうお聞きしていましても、結局、この天下りという問題がもし起るとすれば、それはやはり仕組み全体の中から生まれてくるものだろうと思うわけです。それで、仕組みとうのは、何かを動かしていくときにはルールをつくってそれに基づいてやっていくわけですから、それがプラス、人間とうのは必ず欲もあるし、さつき私は立身出世とうの言葉で言いましたけれども、そういうさまざまなものといふのはやはりあるわ

けですね。こうじらのをひう仕組みの中で「コントロールしてふくかどふう」との難しさだらう、私はこう思ひます。

いですし、そしてその力を活用したいと思って、る人たちもたくさんいるのも間違いないという、ころなわけです。

では、これをどのようにコントロールしないといふ言葉になると思いますが、私は今システム

話ではなくて、ひるひるない」というのがやはりそのときのときだ。自分たちの力ではどうもならないけれども起ること、それを覚悟しながらやっていく。僕は、天下り一つとっても、自覚とリスクということも考えなくちやいけないからね。
くどい

た問題があつて、どうもども、全然としての仕組みについては、より厳しく縛つていくことができるものとできない部分といふのがあって、縛り過ぎると今度はそういう意欲というものがそがれていくという可能性も当然あるわけです。だから、そういう中にあって、私は、「一つ一つのことが軽い」というときにどう対応するかという、その姿勢こそが本当は一番大事なことじやないかな、こう思ふわけです。

一方で、お聞きしていました、農水省のみならず、さまざまなかつらでの経験、ノウハウ、そういうものが民間のところあるいは今後の将来のためには生かされていくといふ視点というものは当然必要なものだと私は思うわけですけれども、どうぞこの経験を生かしていくかということ、そして、そのことと、一方で、そのやり方を間違うと天下下りこう悪いことに行ってしまうという、このところをどのように農水省として考えていらっしゃるか、これも重要なことです。

○山口政府参考人 お答えいたします。
今御指摘につきましては、国会の場でも御議論いただいておりますが、一般論として申し上げれば、国家公務員〇Ｂの再就職について、法令に違反することなく再就職して、公務部門で培つてきた能力や経験を活用して社会に貢献することには意味がある、こういった見解が示されていると承知しております。

農林水産分野におきましても、〇Ｂが、長年、農林水産行政で培つてきた能力や経験を活用して社会に貢献することは意味があるものと考えております。

○吉田(農)委員 意味があるというのは間違いないな

話ではなくて、ふるふるなことと云うのがやはりそのときのときだ、自分たちの力ではどうもならないけれども起つて云ふこと、それを覚悟してい

話ではなくて、ひるひるない」というのがやはりそのときのときだ。自分たちの力ではどうもならないけれども起ること、それを覚悟しながらやっていく。僕は、天下り一つとっても、自覚とリスクということも考えなくちやいけないからね。
くどい

かしこしたことでもあります。予定価格を公表してみたり、あるいは事前に工期の工夫や、工法や人事管理についてのコンペをしてみたり、あるいは特に施工法においての随意契約に移してみたり、いろいろな方法があると思います。

そんな新しい知恵も出しながら、入札談合がないうように、そして、基本的には発注者の綱紀の保持とか、あるいは透明性、公正性や、誰に発注されてもそれが公正な発注であるというように国民が思えるような、そんな方法をとるようなことを考えておきたいというふうに思っております。

○吉田(農)委員 今ほど大臣からお話をいただいたのは、やはり仕組み自身の中で改善をしていくことの重要性をお訴えになつた、お考えをお示しになつたと思うんですね。それはもちろんそう

た、談合に關する朝日新聞の報道後にも、同大臣の指示を受け、該当する人事担当者に対

確認を行いましたが、この場合も、国家公務に抵触するような情報提供を行つたことはないことを確認しております。

田(農)委員 ここのところ、この農水省の〇ことだけじゃなくて、いろいろな何か問題ないかなという話があつたときに、一般の方聞きしてみて、事件と事案とふうふうに言葉があるんですけども、今ほど事案とおつたのは、それはどういうふうにして使い分かつてはるかを確認させてあつてよろしい

やつていただきたい。でも、それというのやは
り時間がかかることだし、それから、一つの問
題、目の前にある問題にきちっと対応する、その
先のことどううと思うわけです。

ですから、私は、まず目の前の問題にきちっとどう対応するのか。それが、特に東北の大震災にかかるわる、日本国民からすると全員が、これは余りにもひどい、こう思つておるわけですね。だから、そのことについてどのように対応するかについてことをもう一度確認させていただきたいと思ふます。

○山本(有)国務大臣 これは、公正取引委員会及び検査機関等に対し精いっぱい調査に協力するということがまず第一点でございます。

そして、東北農政局におきまして調査のシステムをつくりておりますので、その意味において、私ども、調査をすると同時に、我々が反省すべき点は反省しつつ、そして、公正取引委員会の調査結果を待つてさらに分析し、そして改善していくこと、というふうに思つております。

○吉田(農委員) 調査に入るという言葉が私は今まで
うのは、もう一つ、私自身は安全保障委員会の方
に今おります。安全保障委員会の方では、日報問
題が出てきて、そして防衛の特別監察にも入つ
てあるんですね。そうすると、とにかく全てはも
うそこに預けたから、自分たちとすれば何もする
ことがないんですよ。

それは実際そうなんだろうと思うけれども、で
も、そう言つてしまふと、今度は、ではそこに何
かちよつともできることがないのか。あるいは
は、防衛監察一つをとつても、結果を少しでも早
く出すということの重要性といふのは、これは間
違ひないわけです、外的要因が今変わつています
から。これは、私は農水省の天下りの問題一つを
とっても、公取がそうやつてゐるからといふこと
の事実はわかりますよ。でも、そうだからといつ
て、ではそこにお預けしますから、あとはできる

○山本(有)国務大臣 入札行為において、民間企業の方々、また役所の方々、そして役所のO.Bの方々の存在の中で公共事業というものは入札されるわけでござります。そして、こうした談合事件、入札不正事件といふものが発生しましたときに、は、それそれ皆さんとのそれぞれの思いといふものがござります。私どもも、そうした点を踏まえて、こうしなければよかつたというところが必ずあるわけでござりますので、そのことにおいてしっかりと、今後まさに調査をしつつ、その点を、特に現役の皆さん方が、公正公平という観点から、綱紀を守りつつ発注事務に携わるということにおいて、もし現役諸君に何らかのがないとするならば、私はそれはいい役所の発注だといふように評価をしてみたいと思います。

○吉田(農)委員 大臣がおっしゃるとおりだと思います。そして、政務三役、きょうお越しなんですね。それから、政府参考人の皆様にもお越しにただいていられるという中で、この政務三役の思いをこうしておつしやっている。私たちの責任といふ言葉も出ますけれども、それは責任といふことの大きさ、あるいは現場の力といふことからすれば、それは明らかに政府参考人の皆様の側の方でやらなくちゃいけないことというのは多いと思うんです。今ほどのやりとりをお聞きなさつていて、どのようにお感じかということをお聞きして、もよろしいですか。

○山口政府参考伺いました
正中立に行つ
る次第でござ
○吉田(豊)委
すけれども、
うこと、そし
でもないのか
の方に省みる
いて、そして
れるところに
思うところで、
終わります。

○北村委員長 次に、内閣提出、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣山本有二君。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山本(有)國務大臣 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農村地域工業等導入促進法は、昭和四十六年に制定され、工業及びその関連業種の農村地域への導入を促進し、これまで六十万人以上の新たな雇用を創出してまいりました。

しかしながら、今日、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数のウエートが低下する一方、農村地域に就業の場を確保するためには、地域に賦存する資源を活用した産業など、工業等以外の産業を導入することが必要となつております。

こうした状況を踏まえ、平成二十八年十一月に

改定されました農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農村地域工業等導入促進法について、優良農地を確保し、農地の集団化その他農業構造の改善を促進しつつ、導入促進の対象となる就業種を拡大することによって、農村地域において就業の場を確保するため、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農村地域への導入促進の対象となる業種の拡大についてでございます。

現行では、本法による導入促進の対象となる産業の業種は工業等に限定されておりますが、農村地域における新たな就業の場の一層の確保に資するため、この限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大することとしております。具体的な業種につきましては、都道府県が策定する基本計画に即して、市町村が実施計画に定めることになります。

第二に、都道府県が策定する実施計画の廃止についてでございます。

現行では、工業等の導入に関する実施計画は、市町村のほか、大規模なものに限つて都道府県も策定できることとされておりますが、近年の策定

実績が乏しいこと等から、都道府県が策定する実施計画につきましては、廃止するものとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十一日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

これはで散会いたします

法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項

の基準計画及び新法第五条第一項の実施計画と

みなす。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(農地法及び沖縄振興特別措置法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

附則第二項第一号

二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)

四号) 第百十五条规定

(地域再生法の一部改正)

第五条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

[第十節 遊休工場用地等に導入する

目次中 第十一節 地域農林水産業振興施設

第十二節 構造改革特別区域計画等

産業の特例(第十七条の二十六)

整備計画の作成等(第十七条の二十七—第十七

の認定等の手続の特例(第十七条の三十一—第十

承認の手続の特例(第十八条)

第十節 地域農林水産業振

条の二十九)

七条の三十二) を 第十二節 構造改革特別区

興施設整備計画の作成等(第十七条の二十六—

域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の二

限に係る承認の手続の特例(第十八条)

第十七条の二十八)

十九—第十七条の三十二) に改める。

第四条第二項第四号中「同条第十六項」を「同

条第十五項」に改める。

第五条第四項第四号中「第十四号」を「第十三

号」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項第九

号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項

第十一号中「第十一項及び第十七条の三十」を

「第十項及び第十七条の二十九」に改め、同号を

同項第十号とし、同項第十二号中「第十七条的

三十二」を「第十七条の三十」に改め、同号を

同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三

号とし、同条中第六項を削り、第七項を第六項

とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上

げ、同条第十一項中「第四項第十一号」を「第四

項第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同

条第十二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、

同項を同条第十一項に改め、同条第十三項を同條

第十二項とし、同條第十四項中「第十二項」を

「第十一項」に改め、同項を同條第十三項とし、

同條第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改

め、同項を同條第十四項とし、同條中第十六項

を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同

条第十八項中「第十六項」を「第十五項」に改め、

同項を同條第十七項とし、同條第十九項中「第

十六項」を「第十五項」に改め、同項を同條第十

八項とする。

第六条第一項中「同条第十六項」を「同条第十

五項」に改め、同條第二項中「前条第十六項」を

「前条第十五項」に、「同条第十八項」を「同条第

五项第十五項」に改める。

第七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条

第十五項」に改め、「同条第二項中「第十九項」を

「第十八項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十六項」を「第五条

第十五項」に改める。

第十条第一項中「第五条第十六項各号」を「第

五条第十五項各号」に改め、同條第四項中「第五

条第十九項」を「第五条第十八項」に改める。

第十七条の二第一項中「第五条第十六項」を

「第五条第十五項」に改める。

第十七条の七第二項中「第十七条の二十七第二

項」を「第十七条の二十六第二項」に改める。

第十七条の十三第一項中「同条第十六項」を

「同条第十五項」に改める。

第五章第十節を削る。

第十七条の二十七第三項第一号並びに第四項

第二号及び第四号中「第五条第四項第十号」を

「第五条第四項第九号」に改め、第五章第十一節

中同條を第十七条の二十六とする。

第十七条の二十八第一項中「第五条第四項第十

号」を「第五条第四項第九号」に改め、同條を

「第五条第四項第九号」に改め、同條を

「第十七条の二十九」とする。

第十七条の二十九中「第十七条の二十六第一項」に

改め、「同条第十一項」に改め、同條第十二節中同條

を「第十七条の二十八」とする。

第五章第十一節を同章第十節とする。

第十七条の三十一中「第五条第四項第十一号」を

「第五条第四項第十号」に、「同条第十六項」を

「同条第十五項」に改め、「同条第十二節中同條

を「第十七条の二十九」とする。

第十七条の三十一中「第五条第四項第十一号」を

「第五条第四項第十二号」に、「同条第十六項」を

「同条第十五項」に改め、「同条第十一號」に、「同条第十六項」

を「同条第十五項」に改め、「同條第十一號」に、「同條第十六項」

がある。これが、この法律案を提出する理由であ

る。

最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢

の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業

の業種を全業種に拡大する等の措置を講ずる必要

平成二十九年六月六日印刷

平成二十九年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A